

議案第 99 号

松阪市総合運動公園運動施設条例の一部改正について

松阪市総合運動公園運動施設条例（平成 24 年松阪市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 11 月 18 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市総合運動公園運動施設条例の一部を改正する条例

松阪市総合運動公園運動施設条例（平成 24 年松阪市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「

総合運動公園芝生広場	松阪市山下町 111 番地
総合運動公園多目的グラウンド	
総合運動公園管理事務所	
総合運動公園多目的広場第 1	
総合運動公園多目的広場第 2	
総合運動公園スケートパーク	

」を「

総合運動公園芝生広場	松阪市山下町 111 番地
総合運動公園多目的グラウンド	
総合運動公園管理事務所	
総合運動公園多目的広場第 1	
総合運動公園多目的広場第 2	
総合運動公園スケートパーク	
総合運動公園多目的施設棟	

総合運動公園クラブハウス	
--------------	--

」に改める。

第 3 条第 3 項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 災害その他緊急やむを得ない事由により利用させることができなくなったとき又は利用させることが適当でないと認めるとき。

第 4 条第 1 項中「別表第 5」を「別表第 7」に改める。

第 8 条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 3 条第 3 項各号に該当すると認めるとき。

別表第 5 中「午前 8 時 30 分」を「午前 9 時 30 分」に改め、同表の次に次の 2 表を加える。

別表第 6（第 4 条関係）

（総合運動公園多目的施設棟会議室使用料）

使用区分			使用料
会議室 3	市民が利用する場合	1 時間につき	400 円
	市民以外が利用する場合	1 時間につき	820 円
会議室 4	市民が利用する場合	1 時間につき	680 円
	市民以外が利用する場合	1 時間につき	1,380 円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 多目的施設棟会議室の使用時間は午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとし、会議室の使用が 1 時間に満たないときは 1 時間とみなす。ただし、4 月 1 日から 10 月 31 日までの土曜日、日曜日及び祝日の使用時間は午前 8 時 30 分から午後 9 時までとする。
- 3 市民とは、市内に住所を有する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者をいう。

別表第 7（第 4 条関係）

（総合運動公園クラブハウス使用料）

使用区分			使用料
他の運動施設と併用して使用する場 合	1 室あたり	1 時間につき	100 円

単独で使用する する場合	市民が利用する場合	1 室あたり	1 時間につき	680 円
	市民以外が利用する 場合	1 室あたり	1 時間につき	1,380 円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 クラブハウスの使用時間は午前 8 時 30 分から午後 10 時までとし、使用時間が 1 時間に満たないときは 1 時間とみなす。
- 3 市民とは、市内に住所を有する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者をいう。
- 4 クラブハウスの単独使用は、併用使用申込みがない場合に限る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。